

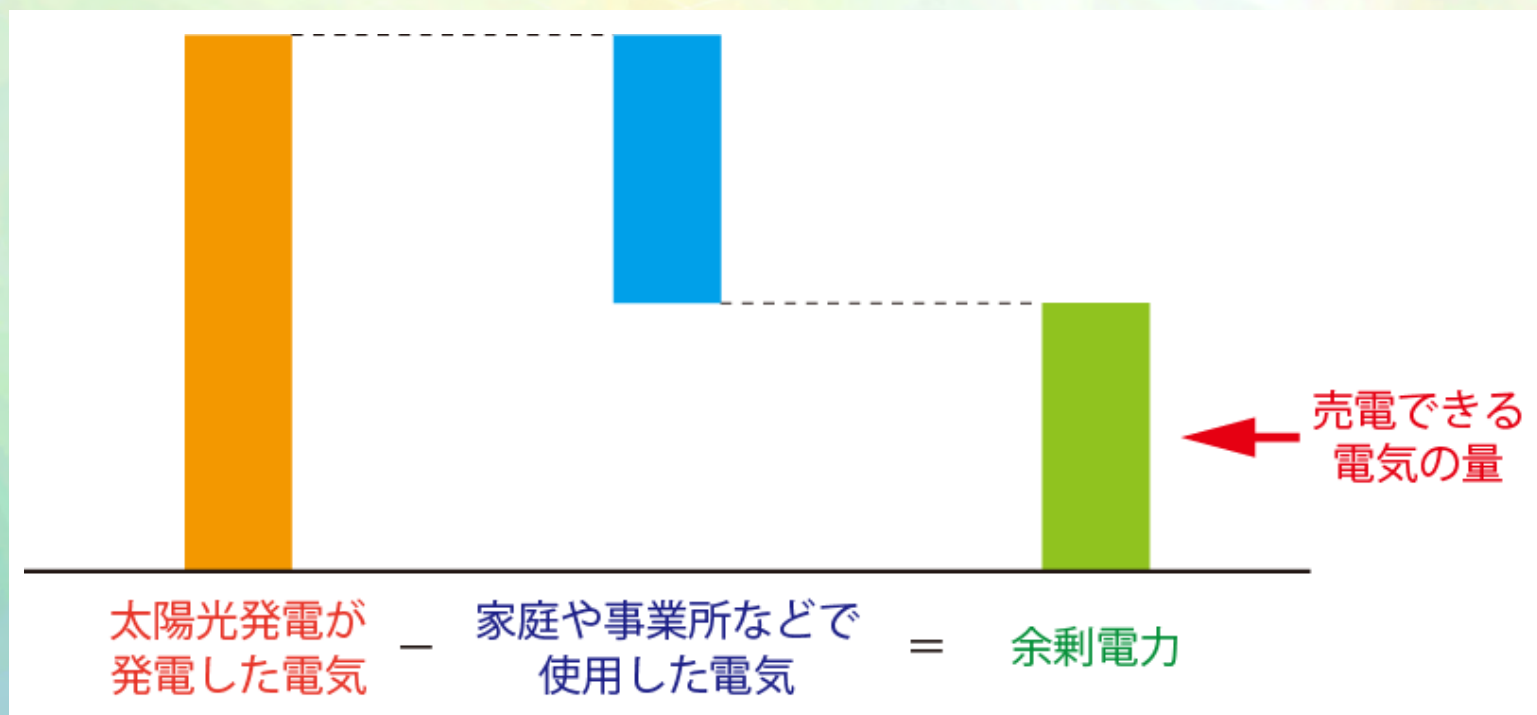
# 平成24年7月より 新制度が開始



- 固定価格買取制度  
全量買取制度  
発電した電気をすべて  
電力会社に売電することが可能に
- グリーン投資減税 即時償却  
今までの減税措置に加えて、取得価額を  
初年度に 即時償却できるように

# 「固定価格買取制度」とは

- 「余剰電力の買取制度」

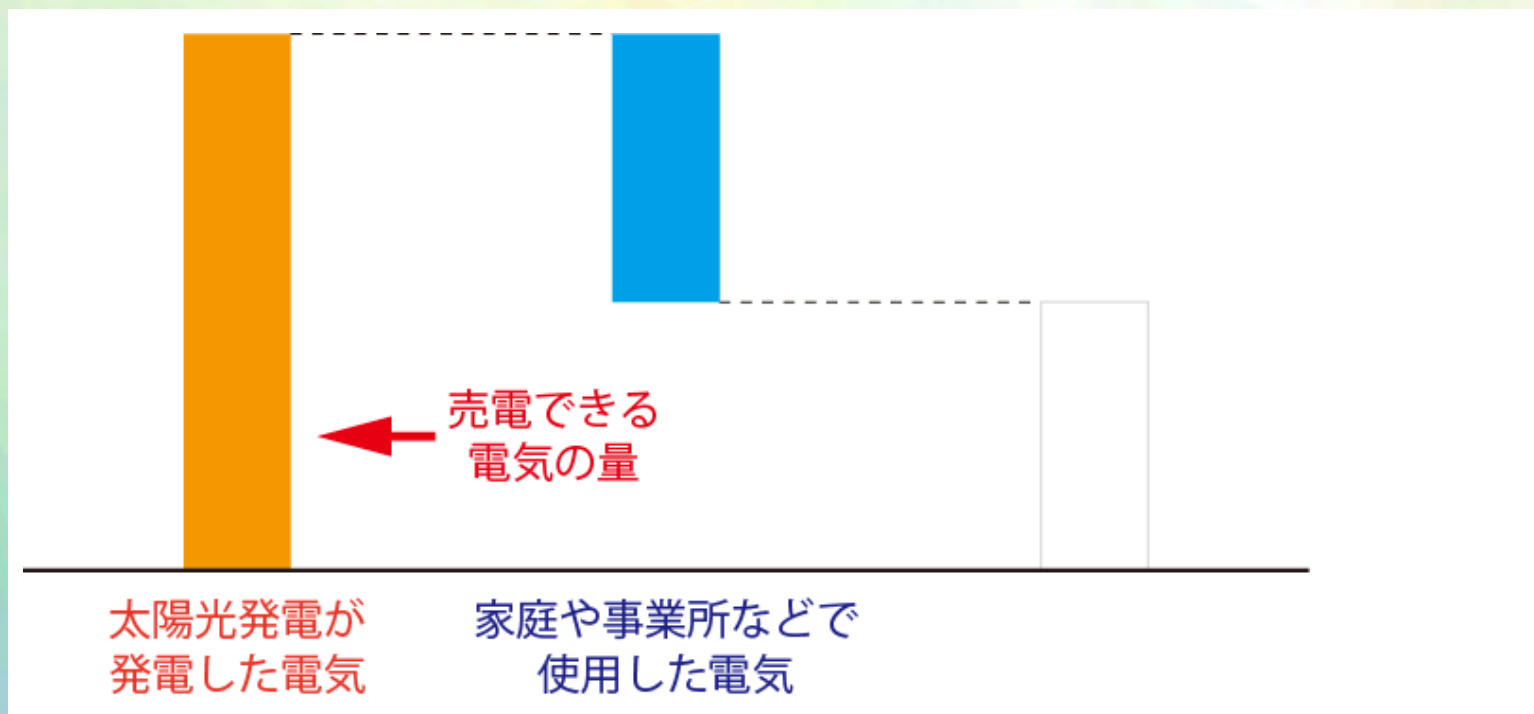


## 余剰電力の買取制度

余剰電力の買取制度では、太陽光発電した電気から、使った電気をまず引いて、それで残った電気があれば売電する。工場や事業所では日中の使用量が多く、なかなか売電ができなかった。

# 「固定価格買取制度」とは

- 「全量買取制度」



## 全量買取制度

全量買取制度では、太陽光発電した電気のすべてを売電できる。  
消費した電気については、通常どおりに料金を支払う(買電する)。  
日中どれだけ電気を使用しても、発電した電気をすべて売電することができる。

# 買取価格と固定期間

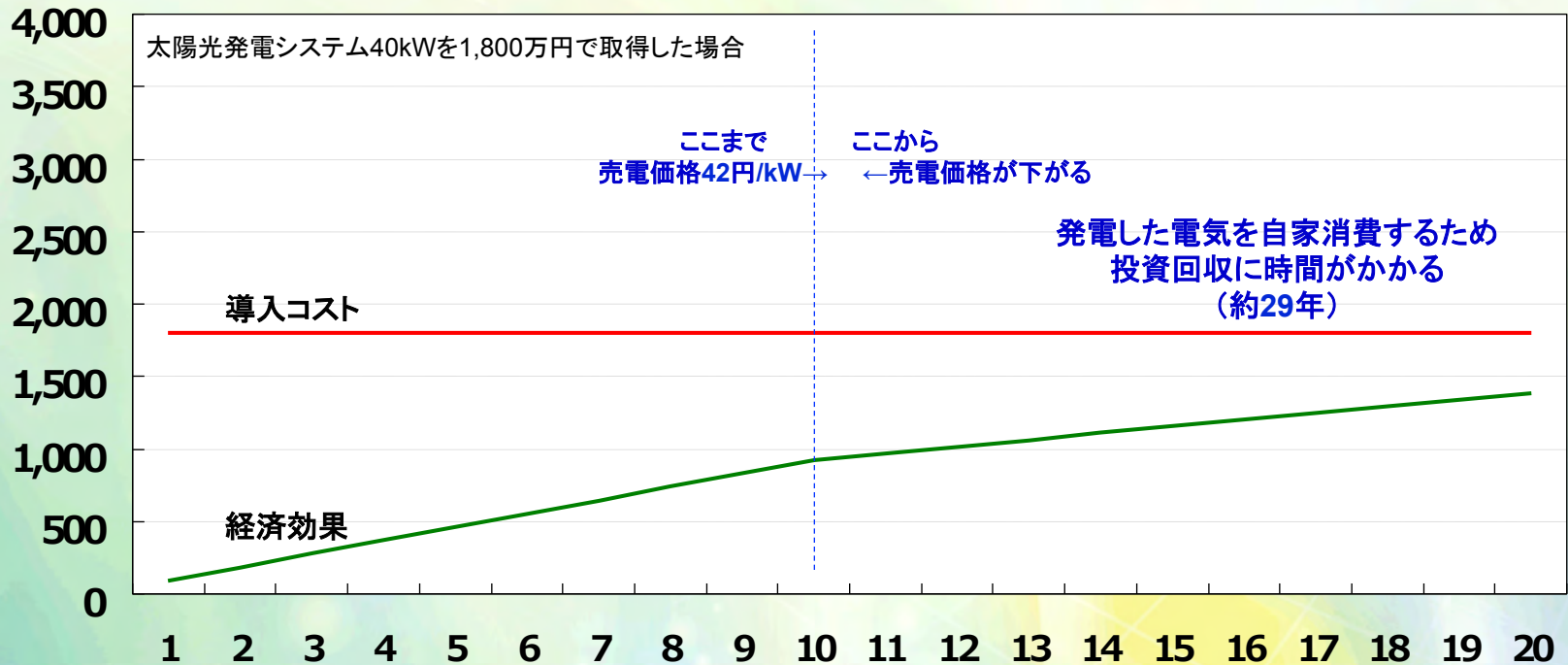
- 太陽光発電の設備容量が  
10kW以上 = 全量買取制度の対象  
10kW未満 = 余剰電力買取制度の対象

設備容量	10kW以上	10kW未満
固定期間	20年間	10年間

※固定期間終了後の買取価格は現在のところ未定です。

平成24年7月からは 10kW以上設置すると  
発電した電気を **固定価格** で **20年間** 売電が出来る

# 経済効果(余剰買取の場合)



発電量の半分以上を自家消費した場合

年間予測発電量	自家使用電気量	売電電力量
44,000 kWh	22,000 kWh	= 22,000 kWh

※最初の10年間の経済効果

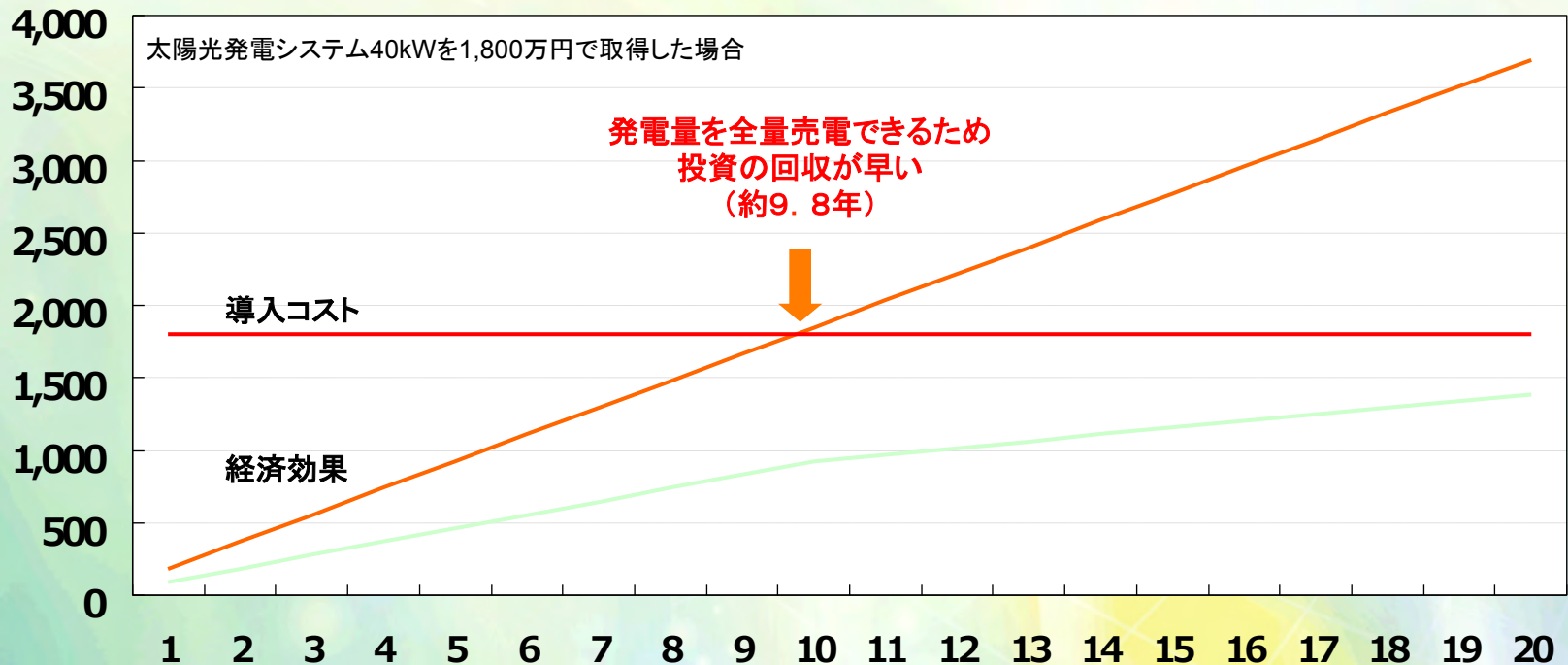
【売電金額】 = 22,000 kWh x 37.8 円 = 831,600 円/年

【自家消費】 = 22,000 kWh x 21.0円 = 462,000 円/年

【経済効果】 = 831,600 円 + 462,000 円 = 1,293,600 円/年

※11年目からの経済効果は売電単価を21円として試算すると 924,000 円/年

# 経済効果(全量買取の場合)



年間予測発電量      売電電力量  
44,000 kWh      =      44,000 kWh

※20年間の経済効果

【売電金額】 = 44,000 kWh x 37.8 円 = 1,663,200 円/年

【経済効果】 = 1,663,200 円/年

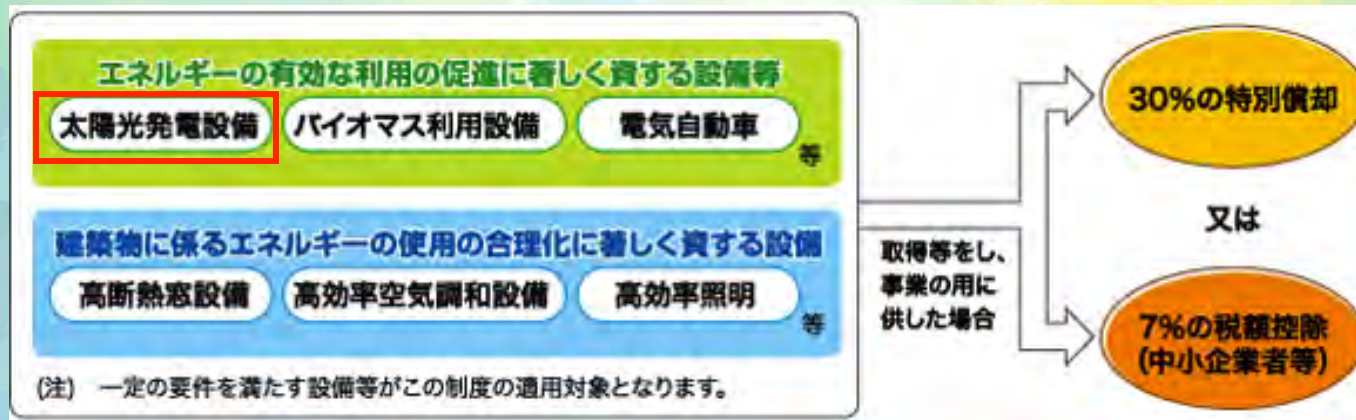
# グリーン投資減税

## 対象設備

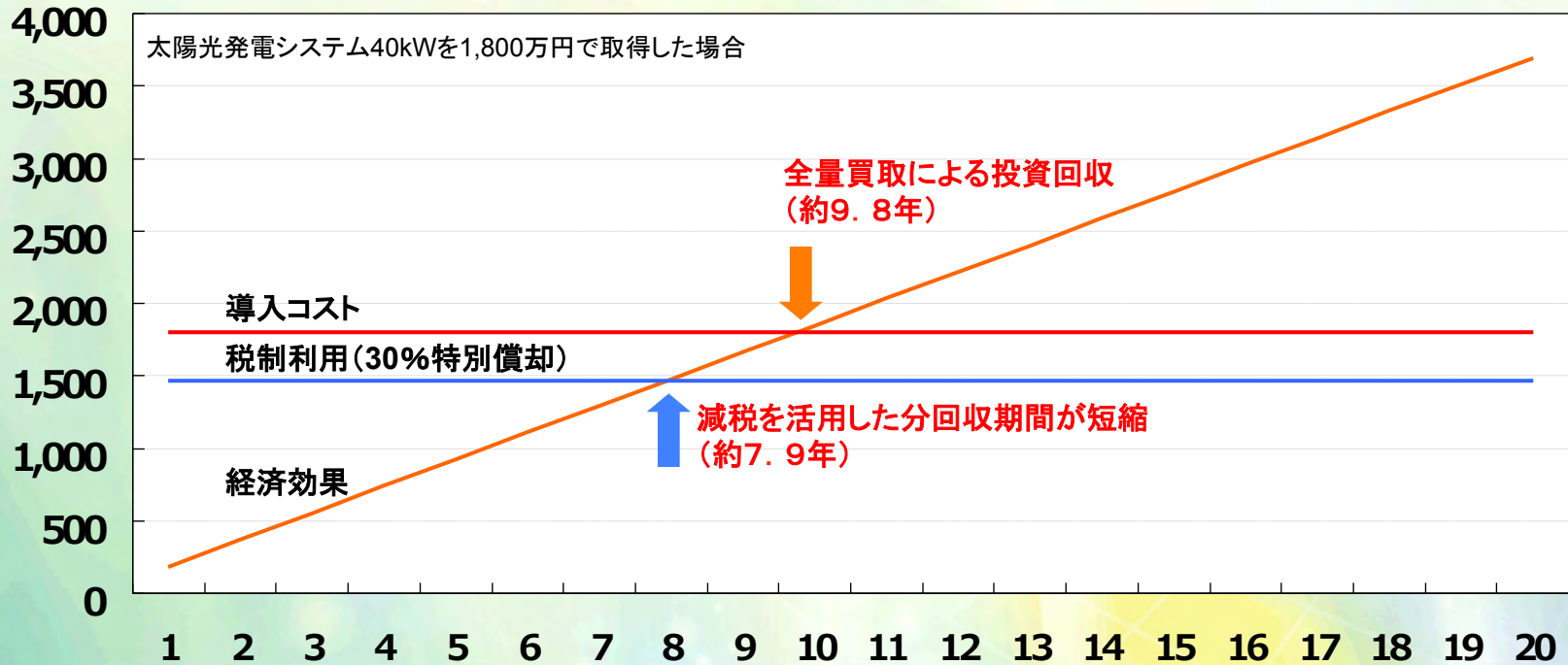
- ① 平成24年5月29日から平成28年3月末日までの間に設備を取得。
- ② 再可エネ特措法に規定する認定設備に該当するもの。
- ③ 取得日から1年以内に事業の用に供した場合。

## 優遇税制内容

- 事業用に稼動した日を含む事業年度において、取得価額の初年度30%の特別償却
- 事業用に稼動した日を含む事業年度において、又は即時**100%**初年度償却できる。(平成27年3月末日まで)
- 7%相当額の税額控除  
(法人税から基準取得価格の7%相当額を控除できる)



# 経済効果(全量買取+30%償却)



普通償却に加えて取得額の30%相当額を償却することで。

例の場合3,362,400円の減税を受けることができます。

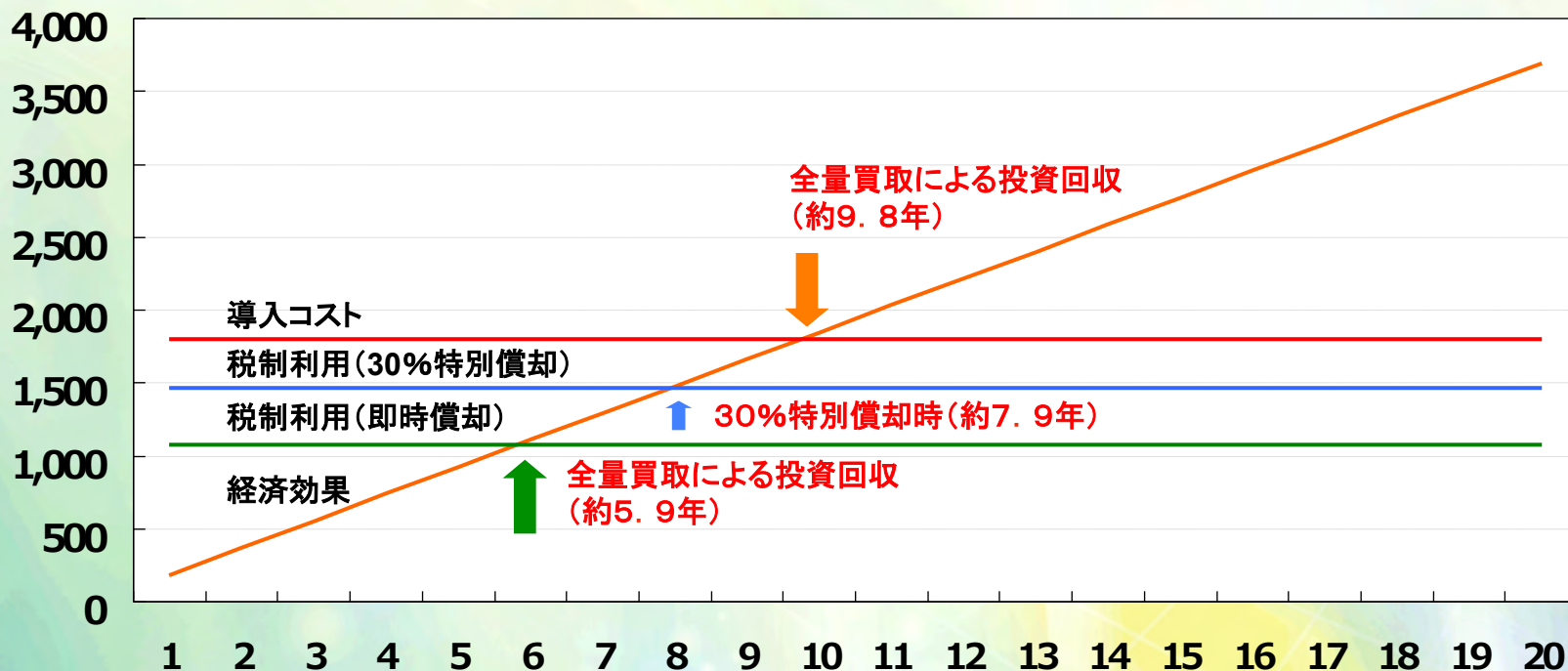
計算例:(法定耐用年数17年 定率償却法 年16.7% 実効税率40% で試算)

投資金額	特別償却	償却率	法人税	税制利用効果
1,800万円	x (30% + 16.7%)	x 40%	=	3,362,400 円

投資金額に対しての税制優遇について算出しています。数字はあくまで例ですので、参考程度にお考えください。



# 経済効果(全量買取+即時償却)



100%即時償却をすることで。

例の場合7,200,000円の減税を受けることができます。

計算例:(法定耐用年数17年 定率償却法 年16.7% 実効税率40% で試算)

投資金額 特別償却 法人税 税制利用効果  
 $1,800\text{万円} \times 100\% \times 40\% = 7,200,000\text{円}$